

| No | JIS | 制定/改正/廃止 | 規格番号   | JISの名称<br>(廃止の場合は、移行JISの名称)       | JISの英文名称<br>(廃止の場合は、移行JISの英文名称)   | 制定・改正・廃止する理由(必要性)   | 期待効果  | 制定項目又は改正点  | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称   | 対応する国際規格との対応の程度 | 適用基準:<br>(JIS規格:他の規格細則化の例)                      | 適用基準:<br>(JIS規格:他の法律の目的) | 適用基準:<br>(産業標準化の利点・欠点)              | 適用基準:<br>(国が実体的に取らねばならない分野) | 適用基準:<br>(市場適合性に関する利害関係) | 実施作成者        |
|----|-----|----------|--------|-----------------------------------|---|---|---|--|---------------|--|-----------------|---|--------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------|
| 1  | JIS | 改正       | Q22301 | セキュリティとレジリエンス-事業継続マネジメントシステム-要求事項 | Security and resilience - business continuity management systems - Requirements | 自然災害(地震、台風、洪水など)の多い我が国では、自然災害が発生した際に適切に、事業を再開し、平常状態に戻すには、復旧及び再建における競争優位を確保する上で喫緊の課題として取り上げられている。これは東日本大震災、その他の洪水等がよい例である。これを解決するための手法として、事業継続マネジメントシステムの重要性が認識されている。並行して、ISOにおいて事業継続マネジメントシステム(要求事項ISO 22301)が開発され、日本からも産官学のエキスパートが積極的に関与していた。このような状況下、産業界などからISO 22301のJIS化の要望が強く、2018年にJIS Q 22301が制定された。さらに、JIS Q 22301は、第3者認証規格であり、国内で約90数社(IPDに調べ)、ISOの調査では約200社の認証件があり、その件数は増加の傾向にあり、そのニーズは高いものがある。さらには、第3者認証を取得しないまでも、自社の事業継続システムを構築する上で、JIS Q 22301は応用されている。一方で、ISOにおいて、ISO 22301が改訂されており、これを受け、JIS Q 22301を改正すべきとの要望もあり、今回JIS Q 22301の改正に着手する。 | このJISは、マネジメントシステム規格であり、ISO/IEC専門業務規格(第1部)に基づき、他のISOのマネジメントシステム規格との整合性を向上させる。すなわち、この改正によって、他のISOマネジメントシステム規格(ISOのマネジメントシステム規格)との整合性を確保し、マネジメントシステム規格の監査において適合審査がこれまで以上に容易となり、規格ユーザー(マネジメントシステム利用者)にとっての負担の減少を図ることができる。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・全体: ISOのマネジメントシステム規格 (JISのマネジメントシステム規格) の共通構造に合わせて全体を変更する。 | なし            | ISO 22301, Security and resilience - business continuity management systems - Requirements | DT              | 第2条の該当号:<br>14号(事業者の経営管理の方法)<br>対象事項:<br>業種に普遍的 | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>エ、オ、カ、ク<br>欠点:<br>いずれも該当しない。 | 2. 消費者保護の観点から必要な分野          | -                        | 一般財団法人日本規格協会 |
| 2  | JIS | 改正       | Q22313 | セキュリティとレジリエンス-事業継続マネジメントシステム-ガイド  | Security and resilience - business continuity management systems - Guidance     | 事業継続マネジメントシステムをJIS Q 22301に基づき、導入し運用する組織において、如何に本システムを構築し運用するのには大きな課題である。ISOにおいて、ISO 22301のシステム構築運用の指針が制定され、我が国においても2014年にJIS Q 22313として制定された。この規格は組織は事業継続マネジメントシステムを構築運用する際の指針として多くの組織で活用されている。今回、ISOにおいてISO 22301を改訂し、ISO 22313の改訂が実行が行われていることを受け、JIS Q 22313を改正することの要望が多く、今回、JIS Q 22313の改正を行う。なお、内容についても、JIS Q 22301との整合性を向上し、規格ユーザーにとって分かりやすい規格とする必要がある。   | JIS Q 22302との整合性を図り、これらJIS Q 22301の第3者認証の取得を検討している組織、すでに第3者認証を取得している組織が効率的な自社のマネジメントシステムの運用の実現を図ることができる。  | 主な改正点は、次のとおり。<br>・全体: ISOのマネジメントシステム規格 (JISのマネジメントシステム規格) の共通構造に合わせて全体を変更する。 | なし            | ISO 22313 Security and resilience - Business continuity management systems - Guidance      | DT              | 第2条の該当号:<br>14号(事業者の経営管理の方法)<br>対象事項:<br>業種に普遍的 | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>エ、オ、カ、ク<br>欠点:<br>いずれも該当しない。 | 2. 消費者保護の観点から必要な分野          | -                        | 一般財団法人日本規格協会 |

| No. | JIS | 制定/改正/廃止 | 規格番号 | JISの名称<br>(廃止の場合は、移行JISの名称) | JISの英文名称<br>(廃止の場合は、移行JISの英文名称)  | 制定・改正・廃止する理由 (必要性)  | 期待効果   | 規定項目又は改正点  | 制定・改正に伴う理由JIS | 対応する国際規格番号及び名称  | 対応する国際規格との対応の種別 | 適用基準:<br>(JIS規格: 業の産業標準化の例)                         | 適用基準:<br>(JIS規格: 業の法律の目的) | 適用基準:<br>(産業標準化の利点・欠点)              | 適用基準:<br>(国が実体的に取らるべき判断基準) | 適用基準:<br>(市場適合性に関する判断基準) | 実施作成者                |
|-----|-----|----------|------|-----------------------------|----------------------------------|---|--|--|---------------|---|-----------------|---|---------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------|
| 1   | JIS | 制定       | -    | プログラムマネジメントの手引              | Guidance on programme management | ISO 21503:2017は、プロジェクトマネジメントの手引き (ISO 21500:2013/ISO Q 21500)、ポートフォリオマネジメントの手引き (ISO 21504:2015) とともに、先進的技術・システムの開発に不可欠なマネジメント構造の整備に資するものであり、以下の必要性が認められる。<br>①あらゆる形態のプロジェクト/プログラム創成組織に適用される規格であることから影響が大きい。<br>②グローバルな活動を行う我が国の産業界にとって、いまや必須の規格である。<br>③そのうえ、本規格の主な国内ユーザである「分野を跨ぐ」とする産業界からは、JIS化への強い要望が寄せられている。<br>④ JIS Q 21500(プロジェクトマネジメント)、JIS施行法)、JIS Q 21504(ポートフォリオマネジメント)、JIS規格中)に続き、本件JIS Q 21503(プログラムマネジメント)の3規格が揃ってはじめてISOと同等な規格セット (PPMと称する) となることから、開発が必要と考える。<br><br>これらの理由により、同規格について、日本国内での認知度を向上させ、正しい理解を促進し、普及させる必要がある。 | 期待効果として次の点が挙げられる。<br>①プログラムマネジメントの浸透の機会を創出し、国際的認知度の向上促進の観点から期待される。<br>②プログラムマネジメントに係る概念やプロセスが統一化されることでの効率的な産業活動につながる。<br>③プログラムやプロジェクトの目的、目標の明確化、計画の策定管理の視座を与えることは、企業のIT投資やプロジェクトの成功確率向上につながる。<br>④JIS化に当たり、国内IT産業や各種開発プロジェクトを行う上で使用してきた用語との置き換えなどで、多くの組織で受け入れられやすく、効果的に導入・活用されるものとなる。 | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 用語及び定義<br>3 引用規格<br>4 プログラムとプログラムマネジメントの概念<br>5 概要<br>6.1 概要<br>6.2 プログラムの概念<br>6.3 プログラムマネジメントの概念<br>6.4 プログラムマネジメントの前提条件<br>5.1 概要<br>5.2 プログラムマネジメントの必要性の評価<br>5.3 組織へのプログラムマネジメントの導入<br>5.4 プログラムマネジメントの統制<br>5.5 プログラムの役割と責任の確認<br>6 プログラムのマネジメント<br>6.1 概要<br>6.2 プログラムの創成<br>6.3 プログラムの統合<br>6.4 プログラムマネジメントの実践<br>6.5 プログラムのコントロール<br>6.6 ベネフィットマネジメント<br>6.7 プログラムの終結<br>参考文献 | なし            | ISO 21503:2017 Project, programme and portfolio management - Guidance on programme management | IDT             | 第2条の該当号:<br>14号(事業者の経営管理の方法)<br><br>対象事項:<br>業種に普遍的 | 法律の目的に適合している。             | 利点:<br>ウ、エ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 | -                          | 1. 国際標準をJIS化するなどの場合      | 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 |